

市税に係る減免措置調査票

		所属名	都市整備局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	仮換地指定前に使用収益できない土地	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第 71 条 第 1 項 第 1 号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 土地区画整理事業の施行のため。 (2) 支援の必要性(理由) 土地区画整理事業の施行に際し、従前地を道路、公園 その他公共の用に供するため、一時的に従前地が使用 収益できない場合があるため。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした 場合、市税による減免措置による支 援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		当該土地所有者の土地が一時的に使用できなくなるた め、固定資産税を減免する必要がある。	
⑤ 固定資産税を補償する必要があるの か？		・ 基本的に、実際に使えない土地に対する通常生ずべき補 償であり、固定資産税の減免がなくなった場合、固定資産税 相当額を含んだ補償が必要になると考える。	
⑥ 本市施行以外の場合の取扱いにつ いて本市の財政支援が必要なの か？		市税条例第71条第1号から第3号の規定の本市施行以外 への適用については、施行主体に関わらず実質的に使えな い(使用収益できない)土地であること、本来、本市が整備す べき公共施設の整備などの公共貢献を施行者(本市以外) が行う際に生ずるものであることから、土地区画整理担当部 署として本市施行と同様に、当然減免規定の適用が必要で あると考える。	